

大阪市告示第847号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）第21条第2項の規定に基づき環境影響評価書（以下「評価書」という。）の提出を、また、条例第25条第2項の規定に基づき事後調査計画書の提出を受けたので、条例第22条第1項及び第25条第3項に基づき次の1のとおり公告する。

なお、評価書及び事後調査計画書の写しの縦覧については次の2のとおりとする。

令和6年6月14日

大阪市長 横山英幸

1 評価書及び事後調査計画書の概要

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ア 名称

大阪 I R 株式会社

イ 代表者の氏名

代表取締役 エドワード・パウワーズ

代表取締役 高橋 豊典

ウ 主たる事務所の所在地

大阪市北区中之島三丁目3番23号

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

ア 名称

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業

イ 種類

- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業（施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。）
- ・自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第4項に規定する自動車ターミナルその他の自動車の駐車のための施設の新設の事業（同時に駐車することのできる自動車の台数が1,000台以上である駐車場等を設ける

ものに限る。)

ウ 規模

計画地面積：約64.2ha（想定）、駐車台数：約3,200台

(3) 対象事業の実施を予定している区域

大阪市此花区

(4) 関係地域

大阪市此花区、港区及び住之江区

(5) 提出年月日

令和6年5月31日

2 評価書及び事後調査計画書の写しの縦覧

(1) 縦覧に供する場所

ア 評価書の写し

(ア) 大阪市環境局環境管理部

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館5階

(イ) セミナーハウス クロス・ウェーブ梅田（大阪IR株式会社が提供する縦覧場所）

大阪市北区神山町1番12号 クロス・ウェーブ梅田

(ウ) 大阪市此花区役所区民情報コーナー

大阪市此花区春日出北1丁目8番4号 此花区役所1階

(エ) 大阪市港区役所区民情報コーナー

大阪市港区市岡1丁目15番25号 港区役所1階

(オ) 大阪市住之江区役所区民情報コーナー

大阪市住之江区御崎3丁目1番17号 住之江区役所1階

(カ) 大阪市環境局総務部

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシナス13階

イ 事後調査計画書の写し

大阪市環境局環境管理部

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号 A T C ビル O' s 棟南館 5 階

(2) 縦覧期間

令和 6 年 6 月 14 日（金）から同年 7 月 16 日（火）まで

(3) 縦覧時間

日曜日、土曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

ただし、上記(1)ア(イ)は正午から午後 1 時までを除く午前 9 時から午後 5 時まで、上記(1)ア(ウ)、(エ)及び(オ)は金曜日のみ午前 9 時から午後 7 時まで

(4) インターネットを利用した方法で行う縦覧

大阪市環境局ホームページ

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011010.html>)

（環境局環境管理部環境管理課）